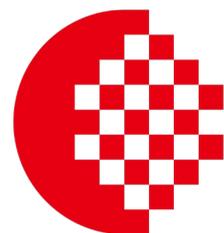


「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する告示案」に関する
**パブリック・コメント（意見公募手続）を
受けての修正案について**



文化庁

令和8年2月24日

「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する告示案」に関するパブリック・コメント（意見公募手続）の概要



1. 意見公募手続の概要

- (1) 募集期間：令和7年11月25日～令和8年1月4日
- (2) 告知方法：文化庁ホームページ、報道発表
- (3) 意見提出方法：電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム、電子メール、郵便

2. 提出意見総数

359件

3. パブコメでの御意見を受けて変更した内容

別紙のとおり

※ その他、法令上の用語の適正化等を行っております。

主な意見内容	修正案
<p>1 第5条第2項について 博物館法施行規則第22条(博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)に規定されている「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者」もあわせて明記すべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、第5条第2項を以下のように修正します。</p> <p>2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者及び支援者、地域住民、当該博物館の事業に関して学識経験のある者その他の多様な関係者(第六条第二項において「多様な関係者」という。)</u>による評価を行うよう努めるものとする。</p>
<p>2 第6条第1項について 博物館が将来的に受け入れる可能性のある資料(個人が維持管理できなくなったの地域資料等)について、地域での所在状況を把握しておくべきであることを明記すべきである。</p>	<p>御指摘を踏まえ、第6条第1項を以下のように修正します。</p> <p>第六条 博物館は、当該博物館における博物館資料の収集及び管理の方針の策定に当たっては、基本的運営方針を踏まえ、資料の<u>所在等の調査研究及び資料</u>に係る学術研究の状況並びに、資料の重要性及び展示上の効果等を考慮して、必要な数の体系的な収集及び保管が可能となるよう留意するものとする。その際、保管のための施設及び設備の確保に係る長期的な見通しに立ち、所蔵する博物館資料のみならず館外に所在する資料の状況を踏まえるよう努めるものとする。</p>
<p>3 第6条第2項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄」は削除する、あるいは廃棄よりも穏当な語・表現に修正すべきである。 ・「廃棄」は、例外的措置であり、最後の手段であることを強調する文言を追加すべきである。 ・廃棄の際に必要な手続きや考え方について、「廃棄」の文言と併せて示される必要がある。 ・廃棄についての言及は、外部有識者等を含めた審議会を組織して検討するなど、セーフティネットを考慮した文言にすべき。 ・長期的かつ客観的な視点を導入し、安易な判断による資料損失につながらないよう努めるといった規定とすべきではないか。 ・設置者や博物館が博物館倫理に則って厳格な手続きを定めることや、関係者の信頼を損なわないようにすることなどの条件を付すべきではないか。 ・改正時に「廃棄等」に込められた意図について、別途文化庁より発信するべきである。 	<p>これまでの博物館ワーキング・グループにおける議論の経緯(※)や、「廃棄」はあくまでも「博物館資料の管理の在り方」の1つの例示であること等から削除まではいたしません。多くの御指摘をいただいたことから、その御趣旨も踏まえ、第6条第2項を以下のように修正します。これにより、博物館資料の「廃棄」については特に慎重に行うべきことを明記し、安易な廃棄を推奨している訳ではないことについて、明確化しました。</p> <p>(※)当初、「資料の再評価や譲渡等を含めた資料管理の在り方」としていたところ、譲渡というのは処分の一形態であるという理由で「資料の再評価や処分等を含めた資料管理の在り方」に修正がなされ、その上で、「処分」という言葉が誤解されるおそれがあることから、「博物館資料の再評価に基づく<u>交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等</u>を含めた博物館資料の管理の在り方」となったもの。</p> <p>2 博物館は、博物館資料の将来的な整備及び発展的な活用に向け、寄贈、寄託、借用、購入等による博物館資料の充実や、博物館資料の再評価に基づく交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた博物館資料の管理の在り方について検討するよう努めるものとする。<u>その際、特に博物館資料の廃棄について検討する場合には、多様な関係者の意見を聴きつつ、長期的かつ総合的な見地から慎重に行うものとする。</u></p>

	主な意見内容	修正案
4	<p>第7条第1項について 展示は第3条及び第4条で規定される「基本的運営方針」に基づいて行われるべきものということ、この条文でも記載するべきである。</p>	<p>御指摘等を踏まえ、第7条第1項柱書きを以下のように修正します。</p> <p>第七条 博物館は、博物館資料の展示に当たっては、<u>基本的運営方針を踏まえるとともに</u>、利用者や地域住民等の視点に立ち、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者や地域住民等の関心を高め、当該博物館資料に関する知識を普及するとともに、博物館資料の価値やその収集、保管、調査研究の意義について利用者や地域住民等の理解を深めるよう、次に掲げる事項に留意するものとする。</p>
5	<p>第8条第1項について 博物館法第2条第1項に示されているように、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動は博物館の定義に関わる根本であることから、基本的運営方針より優先するものであることを明記するべきである。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、第8条第1項を以下のように修正します。</p> <p>第八条 博物館は、<u>博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため</u>、基本的運営方針に基づき、学術研究の進展や動向を踏まえ、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究、博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究、<u>博物館の活動の充実及び発展のための専門的な調査研究</u>その他の調査研究の充実を図るよう努めるものとする。</p>
6	<p>第8条第1項について 技術的な研究だけでなく、博物館学の調査研究（存在意義、社会へ果たす役割と責任、評価方法等）についても列挙するべきである。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、第8条第1項を以下のように修正します。</p> <p>第八条 博物館は、<u>博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため</u>、基本的運営方針に基づき、学術研究の進展や動向を踏まえ、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究、博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究、<u>博物館の活動の充実及び発展のための専門的な調査研究</u>その他の調査研究の充実を図るよう努めるものとする。</p>
7	<p>第9条第1項第2号 屋外展示の具体例が限定されすぎているのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえつつ、第6条第8項との平仄も勘案し、第9条第1項第2号を以下のように修正します。</p> <p>二 博物館資料に関する各種の講演会、研究会、体験活動その他の催しの開催及びその援助、<u>公民館、図書館、文化会館、劇場、音楽堂等の社会教育施設及び文化施設</u>、学校、商業施設等における館外展示の実施等の方法により学習の機会を広く提供すること。</p>
8	<p>第9条第1項第4号について オープンデータとは二次利用の許諾手続きを経ず利用できるデータのことあり、許諾という言葉の使用は適切でないのではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、第9条第1項第4号を以下のように修正します。</p> <p>四 デジタルアーカイブの公開や二次利用の<u>許諾を含む条件を明示した</u>オープンデータ化等により学習活動及び創造的活動等の環境を整備すること。</p>

	主な意見内容	修正案
9	<p>第11条第3項について 博物館の特性及び博物館が地域社会に根ざした事業機関であることを踏まえるべきではないか。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、第11条第3項を以下のように修正します。</p> <p>3 博物館は、<u>その特性を踏まえつつ、利用者や地域住民等の利便性の向上及び快適性の確保を図るため</u>、物品販売や飲食等の来館者利用者や地域住民等向けサービスの提供や、多様な会場利用を含む施設及び設備の活用の促進に努めるものとする。</p>
10	<p>第13条について 開館時間の延長を要因とした長時間労働などの労働環境の悪化に繋がらないよう勘案していただきたい。</p>	<p>御指摘の趣旨を踏まえ、第13条を以下のように修正します。</p> <p>第十三条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日、早朝又は夜間における開館、定期的な無料開館その他の方法により、<u>当該博物館の持続的で健全な運営に留意しつつ</u>、利用者の利用の拡大を図るよう努めるものとする。</p>
11	<p>第14条第6項について 博物館法3条3項にて連携強化がうたわれているので、「社会教育士をはじめとする人と組織をつなぐコーディネーター人材」も加えるべきではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえつつ、社会教育士については実態を踏まえれば現時点で明記することは困難であることから、第14条第6項を以下のように修正します。</p> <p>6 博物館は、渉外、広報、デジタル化、資金調達、危機管理等の専門性を有する多様な人材 <u>及びこれらの人材や関係機関と連携して地域が抱える様々な課題に取り組む人材</u>を実情に応じて確保し、又は活用するよう努めるものとする。</p>
12	<p>第17条について BCP（事業継続計画）など、発生後の対応に関する記載がない。被災後の早期復旧に向けた計画を策定することに努めることを記載するべきではないか。</p>	<p>御指摘を踏まえ、第17条第1項を以下のように修正します。</p> <p>第十七条 博物館は、事故、破壊、盗難、災害、感染症のまん延、情報漏えいその他非常の事態による被害を防止するため、博物館資料や当該博物館の立地、館種等の特性を考慮しつつ、危機管理に関する <u>計画及び</u>や手引書の作成及び周知、関係機関と連携した研修及び訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるよう努めるものとする。</p>

主な意見内容

修正案

13 第7条第7号、第9条第2項、第11条第1項、第16条第1項第5号について
 「子供とその保護者」では年齢層が不明瞭ではないか。この記載では小学生中心で、中高大学生が対象外のように受け取られることが懸念される。

御指摘等を踏まえ、以下のように修正します。

＜第7条第7号＞

七 子供とその保護者、**若者**、高齢者、障害者、日本語を理解できない者等、多様な利用者の関心及び特性に沿った展示や解説等を行うこと。

＜第9条第2項＞

2 博物館は、前項各号の業務を実施するに当たっては、子供とその保護者、**若者**、妊娠中の者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者その他特に配慮を必要とする者の円滑な利用が可能となるよう努める留意するものとする。

＜第11条第1項＞

第十一条 博物館は、子供とその保護者、**若者**、妊娠中の者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者その他特に配慮を必要とする者が当該博物館を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーや車椅子の貸与、外国語による案内や解説等の作成及び頒布、インターネットの利用その他の方法による情報提供等のサービスの提供に努めるものとする。

2 博物館は、当該博物館その特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究、文化芸術等に対する子供**及び若者**の関心と理解を深めるため、子供**及び若者**向けの案内や解説等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

＜第16条第1項第5号＞

五 音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の子供とその保護者、**若者**、妊娠中の者、高齢者、障害者、日本語を理解できない者その他特に配慮を必要とする者の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備